

四街道市介護保険条例新旧対照表

| 改正案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,030円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>45,210円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,540円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>79,200円</u><br/>           ア・イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>85,800円</u><br/>           ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>99,000円</u><br/>           ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>112,200円</u><br/>           ア 合計所得金額が3,200,000円以上<u>4,200,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの<br/>           イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>125,400円</u></p> | <p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,200円</u></p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,300円</u></p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>42,300円</u></p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>50,760円</u></p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>56,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>67,680円</u><br/>           ア・イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>73,320円</u><br/>           ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>84,600円</u><br/>           ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>95,880円</u><br/>           ア 合計所得金額が3,200,000円以上<u>4,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの<br/>           イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>101,520円</u></p> |

ア 合計所得金額が4,200,000円以上5,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 138,600円

ア 合計所得金額が5,200,000円以上6,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 151,800円

ア 合計所得金額が6,200,000円以上7,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者 158,400円

ア 合計所得金額が7,200,000円以上9,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(14) 次のいずれかに該当する者 165,000円

ア 合計所得金額が9,000,000円以上12,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(15) 次のいずれかに該当する者 171,600円

ア・イ (略)

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 178,200円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に

ア 合計所得金額が4,000,000円以上5,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(11) 次のいずれかに該当する者 107,160円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(12) 次のいずれかに該当する者 112,800円

ア 合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者 118,440円

ア 合計所得金額が8,000,000円以上10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(14) 次のいずれかに該当する者 124,080円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上12,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(15) 次のいずれかに該当する者 129,720円

ア・イ (略)

(16) 前各号のいずれにも該当しない者 135,360円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に

係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,810円とする。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,810円」とあるのは、「32,010円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,810円」とあるのは、「45,210円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

#### 第7条 (略)

- 2 (略)
- 3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円

係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,920円とする。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「16,920円」とあるのは、「28,200円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「16,920円」とあるのは、「39,480円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

#### 第7条 (略)

- 2 (略)
- 3 保険料の賦課期日後に政令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円

未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。